

名称 二ヶ領用水宿河原堀沿川地区
景観まちづくりプラン

地区まちづくり
目標

「地域から愛され、四季と歴史を感じるまち」にするため、
次の目標を掲げて地区まちづくりを進めます。



1) 宿河原堀にふさわしい落ち着いたまち並みを保全する。

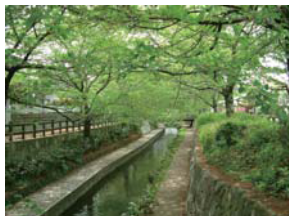
宿河原堀沿川の建築物、設備機器、自動販売機等は、宿河原堀の景観と調和したものとなるよう努めるものとする。

2) 桜や沿川の花壇を中心とした緑のネットワークを創出し、四季を感じる緑によって人々の交流を深める。

地域行事などを通じて、宿河原堀を訪れる人たちからも愛され、様々な生物が住みやすく人間と共存できる環境とするため、四季の魅力を楽しめる植物や花々の植栽に努めるものとする。

3) 安全、安心で、清潔な、散歩して楽しいまち並みを形成する。

宿河原堀沿川の建築物、設備機器、自動販売機等は、宿河原堀が安全・安心・清潔な散歩路となるよう、宿河原堀への圧迫感の軽減に努めるものとする。



地区まちづくり基準

＊ 地区まちづくり基準は、
事業者との事前協議を義務付けず、
地区住民の方々の自主的な取組みに任せる基準です。

1 建築物の色彩について

建築物の色彩については、二ヶ領用水宿河原堀にふさわしい落ち着いたまちなみとするため、外壁や屋根などには、派手な色、明るすぎる色を選び、川崎市景観計画における「平野部ゾーン」の基本とする色彩に準拠したものとなるよう努め、桜並木との調和に配慮する。

川崎市景観計画とは、市内全域にかかる景観のルールのことを言い、市内を3つのゾーンに分けて、外壁等の色の基準が定められています。(多摩川に近いエリアは、「平野部ゾーン」として位置付けられています。)この景観ルールは、主に大規模な建物を対象として、真赤や真青などの派手な色を禁止し、使える色の範囲を定めているものですが、宿河原堀沿川では、規模にかかわらず全ての建物が、この色の基準に従うものとなるよう努めるものとします。

※川崎市景観計画の改定に伴い、対象の区域は、「水のゾーン」から「平野部ゾーン」に変更されました。

2 敷地の緑について

二ヶ領用水側の敷地境界部については、みどり豊かな潤いのあるまちなみとするため、生垣としたり、塀やフェンスなどの前面および足元に植栽帯や花壇を設けるなど、地区内の緑化に配慮する。また、緑化が難しい場合は、敷地内に中高木を植えるなど、沿川からの緑の景観に配慮する。

■敷地境界部を生垣とする



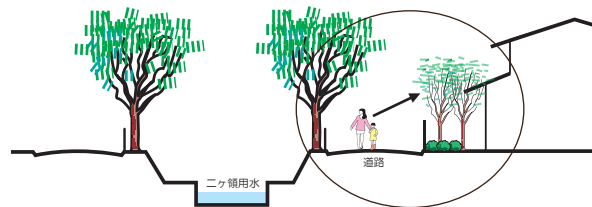
敷地境界部を生垣とした例

■フェンスや塀の前面および足元に植栽帯や花壇を設ける



塀やフェンス前に植栽帯を設けることで、地区内の緑化に配慮した例

■敷地内に中高木を植える



敷地境界部に緑化することが難しかった場合でも、敷地内に中高木を植えるなど、外構を工夫することで、沿川からの緑の景観に配慮する。



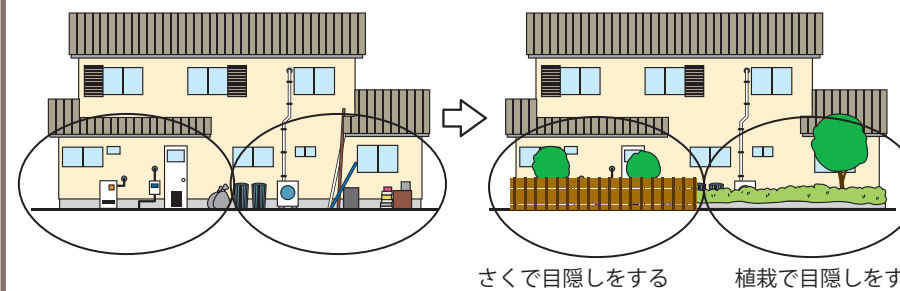
発泡スチロールやバケツなどによる植栽は、かえって景観を阻害してしまいます。景観に配慮したものとなるよう配慮ください。

3 屋外設備類について

宿河原堀に面している部分については、屋外設備類(ガスメーターやエアコン室外機など)やゴミ置場、自動販売機などは、直接見えにくいよう、設置位置や囲いの形態に配慮する。

もしくは、植栽による目隠しや、色彩を建築物本体および周辺の景観と調和するよう配慮する。

垣さくや植栽で目隠しをする



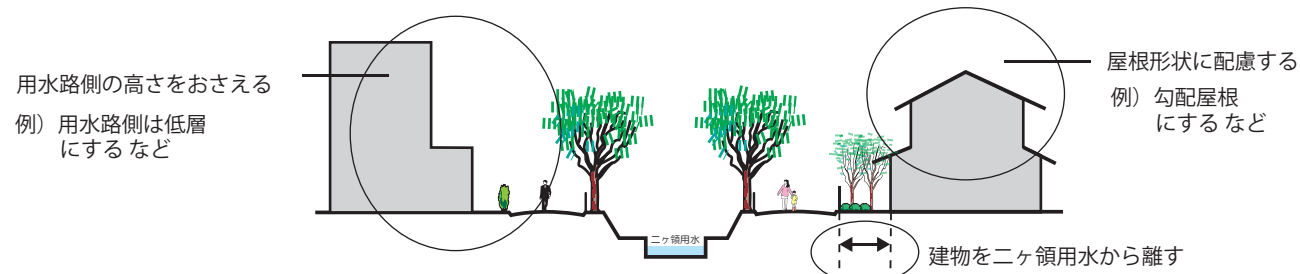
屋外設備をさくで目隠しをした例

4 建築物の高さ規模について

二ヶ領用水や沿川の桜への圧迫感を軽減するため、建物の高さや配置規模および屋根の形状に配慮する。

圧迫感の軽減に配慮する

高さやボリュームのある建物についても、用水路側の高さを低くおさえることや、用水路側に庭を設けて建物を二ヶ領用水から離す等の配置の工夫をすること、屋根を勾配屋根にすることなど、何らかの配慮をすることで、圧迫感を軽減させることができます。



5 既存のものへの基準の適用について

地区まちづくり構想(景観まちづくりルール)が、地区まちづくり育成条例第12条による川崎市長の認定を受けた日に既に存する建築物、工作物等については、現存する状況のままに存置する限り、基準の適用を受けない。

この地区まちづくり構想(景観まちづくりルール)が川崎市長の認定を受けた日までに存在する建物等については、すぐにルールに合うようにする必要はありません。将来、建替えや改装、屋外設備類の取替等をする際に、基準に合うよう配慮していただければと思います。

